

2021年4月1日

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 2021年4月1日から2026年3月31日までの5日間

2、内容

目標1 育児休業期間終了時、スムーズな職場復帰ができる職場づくりをめざす
〈対策〉2021年4月～ 随時、事業所に関する情報を提供する

目標2 職員の時間外労働を削減するための措置を実施する
〈対策〉2021年4月～ 定例会議で継続的に取り上げ、組織的に時間外労働の削減に取り組む

目標3 若年者に対する職業訓練の推進
〈対策〉2021年4月～ インターシップ等の就業体験機会の提供